

大阪地裁総第1091号

令和6年8月22日

山中理司様

大阪地方裁判所長



司法行政文書不開示通知書

4月30日付け（5月2日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大阪地裁が、大阪弁護士会に対し、大阪地裁第15民事部（交通部）の判決書（全件）を開示した際の連絡文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話06（6363）1281（内線4122）